平成２６年（フ）第１７７号
山形県上山市金生西２丁目13番５号
債務者　藤本かおり
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７８号
山形県上山市鶴脛町２丁目５番34―43号、前住所山形県上山市金生西２丁目13番５号
債務者　大泉　貞俊
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８２号
山形市桜町２番75号　山形さくら町病院、住民票上の住所山形市やよい１丁目３番23―２号
債務者　堺　　昌弘
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８４号
山形県上山市金生１丁目13番10―304号　上山市営金生住宅10号棟
債務者　杉山　孝雄
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８５号
山形県上山市矢来１丁目１番５―504号
債務者　大塚　幸雄
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８６号
山形県天童市長岡北１丁目２番13号　グリーンハイツ203号室、住民票上の住所山形県東田川郡庄内町田谷字谷田21番地１
債務者　加藤　　厚
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８９号
山形市大野目３丁目１―34　テイトリーハイツ201号　太田方、住民票上の住所山形県天童市大字下荻野戸682番地
債務者　花輪　忠裕
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９０号
山形市江俣４丁目19番17号　嶋津ハイツ６号
債務者　沓澤　　融
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９１号
山形県東根市大字観音寺2073番地
債務者　片桐　早苗
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９２号
山形市小姓町８番12号　あおばコーポラス208号、前住所山形市松波４丁目９番31号　シティハイム松波Ｄ号
債務者　山本　亨子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９５号
山形市久保田２丁目６番33号　サテライトハウス101号、前住所山形市長町２丁目５番７―14号
債務者　庄司　信雄
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５１号
愛媛県宇和島市妙典寺前乙1181番地
債務者　岡　　恒彦
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第２３６２号
札幌市北区新琴似３条２丁目９番12号
債務者　木村喜久男
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３６３号
札幌市北区新琴似３条２丁目９番12号
債務者　木村　照美（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５０８号
札幌市白石区本郷通13丁目南２番１号　オクサードレジデンス203号
債務者　嘉野　赳晃
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９４２号
札幌市東区北43条東17丁目１番９―38号
債務者　嶋田　靖子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９７０号
北海道北広島市高台町７丁目２番地４　Ｅ１―104
債務者　吉田　龍治
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部